

定 款

株式会社トビムシ

平成 21 年 1 月 13 日 作成
平成 21 年 1 月 14 日 公証人認証
平成 21 年 2 月 2 日 会社設立
平成 29 年 5 月 31 日 変更
令和 3 年 12 月 15 日 変更
令和 5 年 5 月 25 日 変更

定款

第一章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社トビムシと称し、英文では、**tobimushi Inc.**と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 自然資本および人間関係資本の向上ならびにこれらの資本増加に資する事を目的とする次の事業

- (1) 森林資産の活用に関する経営支援等のコンサルティング業務
- (2) 森林施業管理に関する技術指導及び教育研修の実施
- (3) 不動産、林産物、各種林業機械、車輛等の賃貸、販売及び仲介業務
- (4) 出版、書籍の販売
- (5) 木工加工品の製造業務
- (6) 木工加工品の販売業務
- (7) 育林業務
- (8) 木材伐出業務
- (9) 企業及び行政の環境事業に関する支援業務
- (10) 環境問題の調査・研究に関する情報の収集処理及び販売に関する業務
- (11) 旅行業法に基づく旅行業
- (12) 情報処理システムの開発、賃貸及び販売に関する業務
- (13) 飲食業経営並びに飲食物の製造及び販売に関する業務
- (14) 前各号に附随する一切の業務

(本店の本拠地)

第 3 条 当社の本店は東京都港区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は官報に掲載する。

(機関)

第 5 条 当社は、株主総会のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第二章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、10,000株とし、このうち普通株式の発行可能株式総数は9,800株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は200株とする。

(A種種類株式)

第6条の2 当社の発行するA種種類株式の内容は次のとおりとする。

(1) 剰余金の配当

- ① 当社が、剰余金の配当を行うときは、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種種類登録株式質権者」という。）に対し、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき次項に定める額の配当金（以下「A種優先配当金」という。）を121,500,000円（以下「A種優先配当金累計上限額」という。）に満つるまで支払う。
- ② ある事業年度についてのA種優先配当金の額は、以下の計算式により算出した金額（以下「A種優先配当金額」という。）とする。

$$\begin{array}{l} \text{当該事業年度末日における当社並びに当} \\ \text{社の子会社及び持分法適用会社の各損益} \\ \text{計算書上の当期純利益金額の合計額} \end{array} \times \frac{3}{4} \times \frac{1}{\begin{array}{l} \text{当該事業年度末日における} \\ \text{A種種類株式の発行済株式総数} \end{array}}$$

- ③ ある事業年度においてA種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して支払う1株当たりの剰余金の配当の額が前項に定めるA種優先配当金額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。
- ④ 期末配当以外の剰余金の配当を行う場合には、当該配当に係る基準日の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株主またA種種類登録株式質権者に対し、同基準日の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先配当金累計上限額を限度として優先して配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株につき100,000円を支払う。上記の残余財産の分配後、残余する財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、同順位にて残余財産の分配を行う。

(3) 議決権

A種種類株式を有する株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会にお

ける議決権を有しない。

(4) 金銭を対価とする取得請求権

A 種種類株式の種類株主は、いつでも、当社に対して、A 種種類株式の全部又は一部の取得をすることを請求することができる。この場合の取得価格は、1 株につき、以下の計算式により算出された金額とする。但し、取得請求権に基づく取得請求の日（以下「請求日」という。）において当社の分配可能額が存しない場合には、取得価格は無償とする。

(5) 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成 24 年 10 月 1 日以降、当社が株主総会の決議で別に定める日（以下「取得日」という。）が到来することをもって、法令に反しない範囲で、金銭の交付と引換えに、A 種種類株式の全部を取得することができる。この場合の対価は、1 株につき、以下の計算式により算出された金額とする。

請求日における当社の分配可能額

請求日における A 種種類株式の発行済株式総数

(種類株主総会)

第 6 条の 3 第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条及び第 13 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

(株券の不発行)

第 7 条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。

(基準日)

第 9 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下、基準日株主という）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。但し、当該基準日株主の権利を害しない場合には、基準日後に株式を取得した者の全部または一部を当該定時株主総会において権利を行使することができる株主とすることができる。

(2) 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。この場合には基準日の 2 週間前に公告するものとする。

第三章 株主総会

(招集)

第 10 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

(2) 株主総会は法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故がある時は、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

(3) 株主総会を招集するには、会日より1週間前に、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続きの省略)

第 11 条 株主総会は、その総会において議決権を行使することが出来る株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続きを経ずに開催することが出来る。

(議長)

第 12 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第 13 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することが出来る株主の議決権の過半数をもって決する。

(2) 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当る多数をもって決する。

(議事録)

第 13 条の2 株主総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した取締役及び監査役その他会社法施行規則第72条第3項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成する。

2 議長及び出席した取締役のうちから選出された議事録署名人1名がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第四章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 14 条 当社の取締役は3名以上とする。

(取締役の選任)

第 15 条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することが出来る総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 当社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(3) 各取締役について、次のイからロに該当する取締役の合計数が取締役の総数の3分の1を超えないものとする。

イ 当該取締役及びその配偶者又は3親等内の親族等である取締役

ロ 他の同一の団体の取締役である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある取締役

(取締役の任期)

第 16 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役)

第 17 条 当社は取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

(2) 代表取締役は社長とする。

(取締役会の招集権者および議長)

第 18 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 19 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 20 条 取締役会の決議は、決議に加わることが出来る取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 21 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において当

該提案につき決議に加わることが出来る取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 22 条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録を作成し、出席取締役および出席監査役がこれに署名または記名押印または電子署名を行い、10年間会社に備え置くものとする。

(取締役会規程)

第 23 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬及び退職慰労金)

第 24 条 取締役の報酬並びに退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもってこれを定める。

第五章 監査役

(員数)

第 25 条 当会社の監査役は、2名以内とする。

(選任方法)

第 26 条 当会社の監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 27 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第 28 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第六章 計算

(事業年度)

第 29 条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第 30 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対して行う。

(2) 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第七章

(委員会)

第 31 条 当会社の事業を法令及びこの定款その他の規則に従い公正に推進するため、コンプライアンス委員会を設置する。

2 前項に規定する委員会のほか、取締役会は、必要に応じてその決議により委員会を設置することができる。

3 前二項に規定する各委員会の委員は、取締役会の決議によって選任及び解任することとし、各委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、取締役会の決議により別に定める。

(事務局)

第 32 条 当会社の事務を処理するため、取締役会の決議により事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、取締役会の決議を経て、代表取締役が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、取締役会の決議により別に定める。

第七章 附則

(法令の準拠)

第 33 条 この定款の規定にない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。